

健康福祉局

保険高齢部

高齢政策	……	135
地域包括ケア推進	……	142
高齢者相談	……	148
介護保険	……	151
国民健康保険	……	154
国民年金	……	159

高 齢 政 策

1 高齢者人口の推移(各年1月1日現在・推計人口)

年	市の人口(人)	高齢者人口(人)	市人口に占める割合(%)
H29	721,477	177,847	24.7
H30	722,688	182,173	25.2
H31	722,863	184,997	25.6

高齢者：65歳以上

2 高齢社会対策

(1) 相模原市高齢者保健福祉計画(第7期)の推進

高齢者保健福祉計画は、本市の高齢社会をめぐる様々な課題に対して基本的な目標を定め、その実現に向かって取り組むべき施策を明らかにするもので、老人福祉事業を着実に実施していくための老人福祉計画と介護保険制度を円滑に推進していくための介護保険事業計画を一体のものとして策定した計画である。

平成30年度から令和2年度までの3年間を計画期間とする第7期計画は、「いきいきと充実した生活をおくることができる高齢社会の形成」を目指し、「地域包括ケアシステムの深化・推進」、「自立支援、介護予防・重度化防止の推進」を重点取組事項として、高齢者保健福祉施策を着実に推進する。

(2) 高齢者福祉施設の整備

ア 特別養護老人ホーム等建設費補助

特別養護老人ホームを建設する社会福祉法人に対し、建設費の一部を助成している。

平成30年度実績 1施設

イ 地域密着型サービス等整備費補助

小規模多機能型居宅介護事業所及び介護予防拠点を建設する事業者に対し、建設費の一部を助成している。

平成30年度実績 2事業所

ウ 特別養護老人ホーム等改修費補助

特別養護老人ホームの多床室において、建具等でベッドごとに間仕切りを設置する社会福祉法人に対し、経費の一部を助成している。

平成30年度実績 12施設

エ 施設開設準備経費支援事業費補助

地域密着型特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム及び小規模多機能型居宅介護事業所を開設する事業者に対し、開設準備経費の一部を助成している。

平成30年度実績 5事業所

3 市立デイサービスセンター管理運営事業

在宅の介護を必要とする高齢者に対し、入浴、給食、その他のサービスを提供することにより、心身機能の維持向上等を図るとともに、その家族の身体的及び精神的な負担を軽減することを目的に、3 箇所の市立デイサービスセンターを設置し、指定管理者により管理運営を実施している。

	清新デイサービスセンター	星が丘デイサービスセンター	古淵デイサービスセンター
所在地	中央区清新5丁目3番1号	中央区星が丘4丁目9番14号	南区古淵4丁目24番1号
開設日	平成9年4月1日	平成10年4月1日	平成11年4月1日
延床面積	425.21 m ²	594.32 m ²	504.33 m ²
定員	27人/日	25人/日	25人/日
30年度利用者数	723人	779人	515人
指定管理者	(福)智泉会	(福)上溝緑寿会	(福)たけのうち福祉会

(指定期間：3施設ともに平成29年度から令和3年度まで)

4 老人福祉センター等管理運営事業

(1) 老人福祉センター

高齢者がお互いに趣味、レクリエーション、話し合いなどを通じて教養の向上と健康の増進を図り、明るく充実した生活を営んでいくための憩いと交流の場を提供している。現在(平成29年度から令和3年度まで)の溪松園及び若竹園の指定管理者は、公益財団法人相模原市まち・みどり公社である。

ア 溪松園

(ア) 施設の概要

- ・所在地：緑区大島3339番地
- ・開所：昭和47年9月1日
- ・敷地面積：8,421.02 m²
- ・建築面積：1,402.31 m²
- ・延床面積：2,055.32 m²
- ・構造：鉄筋コンクリート造平屋建
- ・設備：2会議室(50人)、大集会室(160人)、食堂(52人)、浴室、機能回復訓練室、保健室、休憩室、講習室、囲碁将棋室、ゲートボール場

施設利用状況 (単位：人)

年度	H28	H29	H30
利用者数	55,258	53,279	49,995
利用者1日平均	159	153	145

(イ) 健康相談

保健室で看護師により血圧測定、尿の検査、その他健康相談を実施している。また、医師による健康相談を年6回行っている。

健康相談利用状況 (単位：人)

年度	利用者総数	利用率(%)	医師による健康相談を受けた人
H28	12,120	21	30
H29	12,446	23	28
H30	12,000	24	30

講座開催(平成30年度)

講座名	開催回数	参加延人数
介護予防教室ほか	7	197

イ 若竹園

(ア) 施設の概要

- ・所在地：南区若松2丁目1番38号
- ・開所：昭和57年4月14日
- ・敷地面積：1,632 m²
- ・建築面積：813 m²
- ・延床面積：1,239 m²
- ・構造：鉄筋コンクリート造一部2階建
- ・設備：集会室(140人)、談話展示コーナー、健康相談室、機能回復訓練室、娯楽室、浴室
和室(8畳4室)、講習室、図書室、会議室(30人)

施設利用状況

(単位：人)

年度	H28	H29	H30
利用者数	50,111	49,730	48,603
利用者1日平均	144	143	140

(イ) 健康相談

健康相談室で看護師により血圧測定、尿の検査、その他健康相談を実施している。また、医師による健康相談を年6回行っている。

健康相談利用状況

(単位：人)

年度	利用者総数	利用率(%)	医師による健康相談を受けた人
H28	7,115	14	32
H29	7,241	14	28
H30	6,377	13	26

講座開催(平成30年度)

講座名	開催回数	参加延人数
認知症サポーター養成講座ほか	7	109

ウ 津久井老人福祉センター

施設の概要

- ・所在地：緑区中野633番地1
 - ・開所：昭和56年4月
 - ・敷地面積：3,828.83 m²
 - ・建築面積：1,274.34 m²
- (併設の相模原市立津久井中央公民館を含む。)

- ・延床面積：359.60 m²
- ・構造：鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階地上3階
- ・設備：健康・生活相談室、談話室、集会室(30人)、教養娯楽室(43人)

施設利用状況

(単位：人)

年度	H28	H29	H30
利用者数	9,536	9,775	7,740
利用者1日平均	27	28	22

(2) 南大野老人いきいの家

市内の60歳以上の人や老人クラブ等が囲碁や生花、会合等を行うための施設である。平成30年度の管理業務は、公益社団法人相模原市シルバー人材センターに委託している。

- ・所在地：南区相模大野8丁目9番5号
- ・構造：木造モルタル造平屋建
- ・設備：大広間(30人)、会議室(20人)、娯楽室(12人)

平成30年度利用者数 1,764人

(3) 新磯ふれあいセンター

主に高齢者が生きがいを持っていきいきとした生活が送れるよう、交流の促進や健康増進などの活動を支援する目的で、平成12年5月に開所した。また、平成15年4月に、郷土の伝統文化の保存継承を目的とす

る相模の大風センターとこどもセンターを併設し、子どもから高齢者までが世代を超えてふれあえる複合施設(れんげの里あらいそ)となっている。現在(令和元年度(平成31年度)から令和5年度まで)の指定管理者は、公益財団法人相模原市まち・みどり公社である。

- ・所在地：南区新戸2268番地1
 - ・敷地面積：5,908 m²
 - ・延床面積：1,610.95 m²
 - ・構造：鉄骨造2階建
 - ・設備：多目的ホール、交流広場、陶芸窯室、大広間、団らん室、機能回復コーナー、浴室
- 平成30年度利用者数 79,631人

(4) 東林ふれあいセンター

市民の健康保持及び増進並びに高齢者の社会参加や生きがいづくりを支援する施設として、平成21年4月30日に開所した。現在(平成29年度から令和3年度まで)の指定管理者は、公益財団法人相模原市まち・みどり公社である。

- ・所在地：南区東林間1丁目22番17号
 - ・敷地面積：1,547 m²
 - ・延床面積：1,245 m²
 - ・構造：鉄骨造2階建
 - ・設備：多目的室、工作室、会議室、陶芸窯室、ふれあい交流室、団らん室、機能回復コーナー
- 平成30年度利用者数 88,349人

(5) さがみ湖リフレッシュセンター

高齢者の介護予防や健康増進のための事業を進めるとともに、介護知識・介護方法の普及を図る目的で、平成13年4月に開所した。現在(令和元年度(平成31年度)から令和5年度まで)の指定管理者は、株式会社ギオンである。

- ・所在地：緑区若柳1207番地4
 - ・敷地面積：2,055.14 m²
 - ・延床面積：1,102.90 m²
 - ・構造：鉄骨鉄筋コンクリート造2階建
 - ・設備：ふれあいルーム1・2、研修室、調理実習室、会議室、図書コーナー、憩いの間、交流コーナー
- 平成30年度利用者数 26,617人

5 市内介護サービス事業者

(1) 指定事業者数

(平成31年4月1日現在)

区分	サービス種別	介護		介護予防		計		総合事業		合計
		指定	みなし	指定	みなし	指定	みなし	現行相当	基準緩和	
介護支援	居宅介護支援	210				210				210
	介護予防支援			29		29				29
	小計	210		29		239				239
在宅サービス	訪問介護	163				163		144	16	323
	訪問入浴介護	8		8		16				16
	訪問看護	51	95	51	92	102	187			289
	訪問リハビリテーション	3	40	3	38	6	78			84
	居宅療養管理指導		630		614		1,244			1,244
	通所介護	89				89		81	9	179
	通所リハビリテーション	11	6	11	6	22	12			34
	短期入所生活介護	44		43		87				87
	短期入所療養介護	17		17		34				34
	特定施設入居者生活介護	37		33		70				70
	福祉用具貸与	38		38		76				76
	特定福祉用具販売	37		37		74				74
	小計	498	771	241	750	739	1,521	225	25	2,510
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	5				5				5
	夜間対応型訪問介護	2				2				2
	地域密着型通所介護	144				144		124	11	279
	認知症対応型通所介護	14		11		25				25
	小規模多機能型居宅介護	29		27		56				56
	認知症対応型共同生活介護	70		70		140				140
	地域密着型老人福祉施設入所者生活介護	1				1				1
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0				0				0
	看護小規模多機能型居宅介護	1				1				1
	小計	266		108		374		124	11	509
施設サービス	介護老人福祉施設	42				42				42
	介護老人保健施設	13				13				13
	介護療養型医療施設	6				6				6
	介護医療院	1				1				1
	小計	62				62				62
合計		1,036	771	378	750	1,414	1,521	349	36	3,320

総合事業は、平成28年4月から開始している。

この表で「介護」は要介護認定を受けた高齢者に対するサービスを、「介護予防」は要支援認定を受けた高齢者に対するサービスを指す。

この表で「みなし」とは、健康保険法による保険医療機関・保険薬局の指定を受け、介護保険法による介護サービス事業者の指定を受けたものとみなされる「みなし指定」の事業所をいう。

(2) 介護保険法に基づく指定等の状況(平成30年度)

・指定件数

新規申請			更新申請	合計
指定	みなし	小計		
139	110	249	438	687

介護予防、総合事業も1事業所として計上

・変更届、加算届等件数

変更	変更許可等申請	その他加算	廃止	休止	再開	合計
1,840	2	413	168	13	4	2,440

介護予防、総合事業も1事業所として計上

・介護職員処遇改善加算

対象事業所数	加算取得事業所数	加算取得割合
1,051	962	91.5%

6 介護サービス事業者の指導

(1) 指導の目的

介護保険法に基づき、介護サービス事業者の育成・支援を目的として、制度理解に関する指導のほか、事業所運営、サービス提供及び介護報酬請求の適正化に関する指導を行っている。

(2) 指導の方法及び実績(平成30年度)

区分	指導の方法	実績件数
集団指導	介護サービス事業者に対し、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により実施する。	1,729
実地指導	現地を訪問し、事前に提出を求めた書類等に基づき、関係書類等を審査し、事業所内の運営状況等を巡視するとともに、関係人等とのヒアリングにより実施する。	442
合計		2,171

7 介護人材の確保・定着・育成

介護人材の確保・定着・育成を図るため、就職相談会や勤続表彰を実施するとともに、職員のキャリアアップ支援や各種研修事業、介護のイメージアップを図る事業を実施している。

(1) 介護・福祉のしごと就職相談会

介護・障害分野で従事する人材の確保を図るため、市高齢者福祉施設協議会、ハローワーク等と連携し、障害福祉所管課と就職相談会を合同開催した。

平成30年度実績

平成30年10月14日(日) 出展17法人(介護 5法人、障害 12法人) 来場者45人

平成30年11月24日(土) 出展35法人(介護 30法人、障害 5法人) 来場者50人

(2) 次代を担う介護職員等勤続表彰

市内の介護サービス事業所に継続して勤務する職員が、引き続き、自信と意欲をもって働き続けていくことができるよう、若手職員を対象とした勤続表彰を実施している。

平成30年度実績 平成30年11月8日(木) 「さがみはら介護の日大会」の中で表彰式を実施
被表彰者数 勤続5年 57人、10年 27人、15年 8人、計92人

(3) 新任介護職員等応援交流会

新たに市内の介護サービス事業所で採用され、第一歩を踏み出した職員を応援し、介護の仕事への意欲や誇りを持ち続けていただくとともに、他の事業所の職員との交流の機会を通じ、仲間づくりを促進するため、新任介護職員等応援交流会を開催した。

平成30年度実績 平成30年7月23日(月) 参加者47名

(4) 介護職員等キャリアアップ支援事業

介護職員等の受講する研修に係る経費を負担した法人に対し、費用の一部を助成している。

平成30年度実績 交付法人数 94法人 交付金額 7,244千円

(5) 喀痰吸引等研修事業

市内の施設等において、痰の吸引等を必要とする医療依存度の高い方の入所を促進するとともに、在宅で不特定多数の利用者に対して痰の吸引等を安全に実施できるように、痰の吸引等を行うことができる介護職員等を養成する喀痰吸引等研修を実施している。

平成30年度実績 受講者数 52人 修了者数 48人

(6) 介護職員等研修事業

一般社団法人相模原市高齢者福祉施設協議会が実施する意識啓発や技術習得のための研修に対し、費用の一部を助成している。

平成30年度実施状況 研修内容

初任者研修	1回	参加者	12人	現任研修	6回	参加者	延べ115人
中間・管理者研修	6回	参加者	延べ119人	専門講座	4回	参加者	延べ97人
公開講座	1回	参加者	延べ44人				

(7) 介護の理解と魅力発信

就職期の若者層から魅力ある仕事として評価・選択されるよう、多様な人材の参入・参画を促進するため、中高生向け「介護のしごとPR冊子」及び「介護のしごとPR動画」を活用し、介護の仕事の魅力を発信している。

(8) 介護イメージアップ事業

一般社団法人相模原市高齢者福祉施設協議会、相模原市介護老人保健施設協議会、市で連携し、「介護の日」(11月11日)を機に、介護の仕事等について広く市民に周知するなど、介護のイメージアップ事業として、「さがみはら介護の日大会」を開催した。

平成30年度実績 平成30年11月8日(木) 相模原市立あじさい会館1階ホールほか

内容 介護に関する講演会、写真展示やパンフレット等による介護業務や施設等の紹介

8 敬老事業

(1) 敬老金の支給

長寿を祝い、敬老の意を表することを目的として、敬老金を支給している。

88歳 10,000円 100歳 50,000円

敬老金支給状況 (単位:人)

年度	88歳	100歳	合計
H28	2,180	119	2,299
H29	2,275	113	2,388
H30	2,507	99	2,606

(2) 敬老訪問・祝賀メッセージの実施

9月に満100歳及び各区男女最高齢者を訪問し、記念品等を贈呈して長寿を祝う。また、77歳及び101歳

以上の市民に対し、祝賀メッセージと記念品を贈呈している。

平成 30 年度実績 敬老訪問者数 47 人 祝賀メッセージ対象者数 9,085 人

(3) 敬老事業

各地区ごとに市民団体が敬老事業を企画運営し、高齢者の長寿を祝い、その労をねぎらうほか、高齢者が主体となって行う日常の地域活動に対し、感謝の意を表し、表彰等をするもの。

対象者の年齢、実施時期、実施内容は、主催する市民団体が決定する。市では、その事業に対して補助金を交付している。

平成 30 年度実績 25 地区

9 全国健康福祉祭（ねんりんピック）事業

高齢者を対象としたスポーツや福祉・生きがいイベントを通じて、積極的な仲間づくりや世代間交流の推進、また、健康づくりへの理解を深め、ふれあいと活力ある長寿社会を推進する同大会に相模原市選手団を派遣している。

平成 30 年度の選手選考業務及び大会派遣業務は、公益財団法人相模原市体育協会に委託している。

平成 30 年度富山大会実績 選手 116 名、参加種目 15 種目(卓球、テニス、ソフトテニス、ゲートボール、ソフトボール、弓道、剣道、ペタンク、水泳、サッカー、グラウンドゴルフ、ダンススポーツ、カローリング、ボウリング、健康マージャン)

【高齢政策課】

地域包括ケア推進

1 在宅医療・介護連携の推進

(1) 在宅医療・介護連携推進事業

地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供する体制を整備し、地域包括ケアシステムを構築するため、在宅医療・介護連携推進事業を行っている。

ア 在宅医療・介護連携推進会議

本市の在宅医療と介護の連携について、関係者による意見交換を実施している。

- ・委員 20 名(任期は平成 30 年 4 月～令和 3 年 3 月)
- ・会議開催回数 7 回(うち、部会 4 回)

イ あんしんリンク(ケアマネタイム)

医師の比較的対応しやすい時間や連絡手段等の情報と、介護支援専門員(ケアマネジャー)の名簿等の情報を Web 化し、会員限定で閲覧できるようにすることで医療と介護の円滑な連携を促進している。

- ・参加機関・事業所 372 箇所

ウ 介護支援専門員研修

地域包括ケアシステムを構築するため、介護関係者、医療関係者及び関係機関の者等に対して、医療と介護の連携強化に資する多職種の研修会を行うとともに、介護サービスの質の向上と介護保険制度の適切かつ円滑な運営を図るため、介護支援専門員の知識・能力の向上を図る研修を実施している。

- ・開催期間 平成 30 年 5 月 11 日～平成 31 年 2 月 20 日
- ・研修内容 多職種の研修会 延べ 3 日 参加者延べ 278 人
新任研修 延べ 3 日 参加者延べ 111 人
現任研修 延べ 9 日 参加者延べ 904 人
主任ケアマネ研修 延べ 2 日 参加者延べ 58 人

エ 在宅医療・介護連携市民講演会

市民が在宅医療・介護連携について理解し、市民本人や家族が健康なときから在宅医療・介護が必要になった場合について考える契機となるよう、講演会を実施している。

平成 30 年度実績 参加者 325 人

オ 在宅医療・介護連携事例等発表会

医療・介護従事者が先進的なケアや多職種連携の好取組事例等を発表するとともに、意見交換・情報交換を行うことで、医療と介護の連携強化や医療・介護従事者の知識・能力の向上を図る発表会を実施している。

平成 30 年度実績 参加者 155 人

カ 地域ケアサポート医

医療及び介護のケアを必要とする在宅の高齢者に対し、医療及び介護の一体的なサービスを提供するため、かかりつけ医とケアマネジャー等と連絡調整を行う地域ケアサポート医を設置している。

・地域ケアサポート医 8 人 相談件数 延べ 107 件

キ 支え手帳（認知症地域連携パス）

認知症の人がよりよい医療や介護サービスを受けるため、かかりつけ医や介護関係者、家族等が情報を共有し連携を図り、認知症ケアの質の向上を目指す「支え手帳(認知症地域連携パス)」を発行している。

2 在宅福祉対策

(1) 「地域の見守り活動に関する協定」締結事業

地域見守り活動の一環として、営業で顧客訪問等を実施している民間事業者と「高齢者等の地域の見守り活動に関する協定」を締結することにより、地域ぐるみの見守りネットワークを構築するとともに、孤立死等の予防を図り、もって地域福祉向上に寄与している。

締結企業等 11 団体

うち平成 30 年度新規締結企業 藍澤證券株式会社 相模原支店・町田支店・大和支店

3 生きがい対策

(1) 老人クラブの育成

老後の生活を健全で豊かなものとし、高齢者の福祉の増進を図る目的でおおむね 60 歳以上の会員で結成された 30 人以上の老人クラブに対し、運営費及び社会活動費を助成している。

(2) あじさい大学(高齢者大学)

60 歳以上の高齢者が、生きがいづくりと仲間づくりを進めることにより、健康で喜びに満ちた生活を確保することができるよう「あじさい大学(通年講座)」を昭和 56 年 9 月 2 日に開校した。大学には、5 学部(芸術、健康、文学、教養、園芸)35 学科を置き、それぞれ初心者を対象とした学習を行っている。また、平成 28 年度から高齢者の社会参加をより一層推進するため、あじさい大学短期講座を開校した。

あじさい大学受講者(通年講座) (単位:人)

年度	H27	H28	H29	H30
入学者	1,171	1,059	1,003	930
修了者	1,117	971	918	860
公開講座参加者	150	156	83	87

通年講座は週 1 回 2 時間(年間 24 回)、公開講座等は年 3 回、1 回 2 時間

あじさい大学受講者(短期講座)

前期(7月~8月):5学科 受講者数:89名 後期(10月~12月):5学科 受講者数:59名

1講座・週1~2回、2時間・合計6回の開催

(3) 地域貢献活動の支援

団塊の世代をはじめ、これから退職し地域の活動に参加できる方や参加の意向を持っている方を対象に、「地域活動入門講座」、「地域活動支援事業公開講座」を実施した。また、平成29年度から新たに地域活動への橋渡しとして地域活動団体とのマッチング事業を実施している。

平成30年度の実施状況

地域活動入門講座	4回	参加者	101名
地域活動支援事業公開講座	3回	参加者	87名
50代から始めるセカンドライフマッチング相談会	1回	参加者	25名 参加団体11団体

「地域活動支援事業公開講座」は「あじさい大学公開講座」と共同開催

4 介護予防・日常生活支援総合事業

平成28年度から、介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)の開始に伴い、既存の介護予防事業体系の大幅な見直しを行った。本事業は、65歳以上の人を対象として本市が行う介護予防事業で、要支援1・2と認定された人(8,794人)や市内の高齢者支援センターが行っている基本チェックリストにより生活機能で低下が見られた人(事業対象者:586人)が利用できる(1)介護予防・日常生活支援サービス事業と、65歳以上の全ての人利用できる(2)一般介護予防事業とに分け、介護予防事業を推進した。

(1) 介護予防・日常生活支援サービス事業

ア 訪問型サービス

(ア) 現行相当サービス

指定事業者による、平成28年3月以前から提供されている介護予防訪問介護に相当するサービス(身体介護や生活援助などのホームヘルプサービス)

(イ) 基準緩和サービス

指定事業者による、現行相当サービスよりも人員の基準を緩和し、生活援助に特化したサービス(訪問介護員などによる掃除や洗濯などの生活援助のホームヘルプサービス)

(ウ) 住民主体サービス(平成31年4月から「シニアサポート活動」へ名称変更)

住民団体やボランティア団体等による定期的で継続的に居宅外や居宅内で生活支援を行うもの

- ・居宅外:買物や散歩の同行(週1回・1回60分以上)、ごみ出し(週2回)などの生活支援サービス
- ・居宅内:法人による掃除や食事の準備などの生活支援サービス(週1回・1回40分以上)

(エ) 短期集中予防サービス(平成31年4月から廃止)

集中的な支援により短期間(3か月程度)で生活機能の改善が見込まれる人を対象に専門職が提供するサービス(運動機能、生活行為向上、栄養改善、口腔機能向上など)

イ 通所型サービス

(ア) 現行相当サービス

指定事業者による、平成 28 年 3 月以前から提供されている介護予防通所介護に相当するサービス(機能訓練やレクリエーション、送迎などのデイサービス)

(イ) 基準緩和サービス

指定事業者による、現行相当サービスよりも施設や人員の基準を緩和した短時間のデイサービス(通所介護事業所などでの軽体操やレクリエーションなどの運動機能向上を支援するデイサービス)

(ウ) 住民主体サービス(平成 31 年 4 月から名称変更)

住民団体やボランティア団体等による介護予防を目的とした身近な地域における、定期的な通いの場での軽体操やレクリエーションなど(1 回 2 時間以上)

(エ) 短期集中予防サービス

集中的な支援により短期間(3 ヶ月程度)で生活機能の改善が見込まれる人を対象に専門職が提供するサービス(筋力向上トレーニングや口腔機能向上など)

(2) 一般介護予防事業

区分	事業名	内容	実人員又は団体数等
介護予防把握事業	ひとり暮らし高齢者等戸別訪問事業	民生委員等による戸別訪問を行い、必要なサービスにつなげたり、地域の福祉情報の提供を行うもの	優先訪問者数 13,306人
	高齢者支援センターによる総合相談を通じた把握	総合相談業務等を通じて、要支援者を把握するもの	相談件数 12,913件
介護予防普及啓発事業	地域介護予防事業	高齢者支援センターを中心に介護予防に向けた知識や方法についての普及啓発を行うもの 教室終了後には、自主グループ化につなげ継続実施できるように支援を行うもの	630回 実 6,860人 延 9,903人
	元気高齢者筋力向上トレーニング教室	市内スポーツジム等の民間活力を利用し、元気な高齢者向けにマシンを使った筋力トレーニングを実施するもの	372回 実 233人 延 2,407人
地域介護予防活動支援事業	元気倶楽部	健康づくり普及員連絡会に委託し体操教室等を公民館等で月1~2回行うもの	479回 実 1,318人 延 10,401人
	生き生きシニアのための地域活動補助金事業	地域の介護予防事業に取り組む団体に対して補助金を交付し、身近な地域で介護予防活動が実施されるよう支援するもの	28団体 501回 実 718人 延 7,626人
	介護予防サポーター事業	介護予防に関する普及啓発活動及び地域活動の担い手を養成し、活動を支援するもの	活動者数：268人 養成講座実績：15回 養成者数：28人
	介護支援ボランティア事業	市内在住の高齢者が本市指定のボランティア活動を行った場合に、その活動実績に応じて一定のポイントとして評価し、蓄積されたポイントに応じて、報償金として還元するもの。	登録者数：1,285人(住民主体サービス264人) ポイント還元申請数：531人(住民主体サービス222人) 受入協力施設：288施設(住民主体サービス活動団体：35団体)
地域リハビリテーション活動支援事業	いきいき百歳体操	リハビリ専門職の知見を活かし、住民主体の団体に対して「いきいき百歳体操」を普及し継続的に支援するもの	218団体 (H30年度新規：60団体)
	地域リハビリ相談	生活機能の維持、向上に向けて相談を行う必要がある方に対して、リハビリ専門職や管理栄養士、歯科衛生士等が相談、指導、助言を行うもの	開催数 176回 実 171人 延 184人

5 地域包括支援センター(愛称：高齢者支援センター)

介護保険法に基づき、地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う地域包括ケア推進の中核機関として、地域包括支援センターを設置している。

保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職を置き、介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、地域のケアマネジャーに対する支援などの業務を行っている。

運営については、平成25・26年度に公募を行い、社会福祉法人、医療法人等へ委託している(委託期間：令和3年3月31日まで)。

日常生活圏域の見直しにより、平成26年度に4箇所、平成27年度に3箇所を増設した。

設置数 29箇所

6 認知症対策事業

(1) 認知症サポーター養成講座

認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り、支援する応援者を養成している。

平成30年度 実施回数：162回 養成者数：6,651人

(2) 認知症サポート医養成研修

認知症患者の診療に習熟し、かかりつけ医への助言その他の支援を行い、専門医療機関や高齢者支援センター等との連携の推進役となる認知症サポート医を養成している。

平成30年度 養成者数：3名

認知症サポート医フォローアップ研修修了者12名

(3) 認知症対応力向上研修

高齢者が日頃接する医療機関等の専門職に対し、適切な認知症の知識・技術と、対応についての理解を深める研修を実施している。

平成30年度研修会修了者 かかりつけ医：20人 病院勤務の医療従事者：79人 歯科医師：25人
薬剤師：34人

(4) 初期集中支援事業

認知症が疑われる人、認知症の人やその家族に対して、医療、介護の複数の専門職が訪問をし、初期の段階で包括的かつ集中的な支援を行い自立した生活を支援している。

平成30年度初期集中支援依頼件数：26名

(5) 高齢者認知症相談

認知症の介護方法や接し方などについて、精神科医師、保健師が相談に応じている。

平成30年実施回数：22回 相談件数：36人

(6) 認知症講演会

認知症について理解を深めることを目的とした、精神科医師による講演会を実施している。

平成30年実施回数：3回 参加者数149人

7 生活支援体制整備事業

介護予防・生活支援サービスの提供を図るため、地域資源や担い手の発掘、育成を行う生活支援コーディネーターを平成28年度に市・区域(第1層)に7名配置し、29の各日常生活圏域(第2層)にも生活支援コーディネーターを配置した。

また、住民主体サービスの提供団体向け説明会及び、担い手に対して研修を実施している。

平成30年度 シニアサポート活動講座 実施回数：8回 受講者：205名

【地域包括ケア推進課】

【高齢政策課...4(1)ア(ア)・(イ)、イ(ア)・(イ)】

【高齢者相談課... 4(2)ひとり暮らし高齢者等戸別訪問事業、6(5)(6)】

高 齢 者 相 談

1 高齢者の保健・福祉・介護に関する相談窓口の設置

市民が身近な場所で相談や申請(市内 29 箇所の高齢者支援センター(地域包括支援センター)からの各種在宅福祉サービスなどの代行申請を含む)ができるよう、各区に高齢者相談課を平成 25 年度から設置するとともに、城山地区、津久井地区、相模湖地区及び藤野地区については、各地区に保健福祉課を設置して対応している。

- 緑区 緑高齢者相談課 (緑区合同庁舎 3 階)
- 中央区 中央高齢者相談課(ウェルネスさがみはら A 館 1 階)
- 南区 南高齢者相談課 (南保健福祉センター3 階)
- 城山地区 城山保健福祉課 (城山保健福祉センター1 階)
- 津久井地区 津久井保健福祉課(津久井保健センター1階)
- 相模湖地区 相模湖保健福祉課(相模湖総合事務所 2 階)
- 藤野地区 藤野保健福祉課 (藤野総合事務所 2 階)

2 在宅福祉対策

(1) ねたきり高齢者等寝具乾燥消毒事業

在宅のねたきり高齢者等に対し、寝具の乾燥消毒を行っている。

平成 30 年度実績 利用者：67 人

(2) 緊急一時入所事業

在宅の高齢者が緊急的かつ一時的に在宅での生活が困難となった場合に、短期入所生活介護事業所、介護予防短期入所生活介護事業所及び養護老人ホームにおいて一時的に養護している。

平成 30 年度実績 利用者：229 人

(3) 健康診断料助成事業

緊急一時入所を利用する際に必要な健康診断に要する費用を、低所得世帯に助成している。

平成 30 年度実績 2 件

(4) ねたきり高齢者等移送サービス利用助成事業

介護保険で要介護 4 又は 5 と認定された高齢者等が、全介助付の特殊仕様の民間タクシーを利用する場合に、利用料金の一部を助成している。

平成 30 年度実績 利用券交付者：815 人 延利用枚数：21,828 枚

(5) 緊急通報サービス事業

ひとり暮らし高齢者等の自宅に、緊急時に自動的に消防本部へ通報する緊急通報装置を設置する。設置に際しては、事前に利用者の情報(かかりつけ医、家族の連絡先等)を登録している。

平成 30 年度実績 登録者：1,369 人

(6) 電話訪問サービス事業

ひとり暮らし高齢者等に対し、週 1 回以上、地域包括支援センターから安否確認の電話をし、生活及び健康に関する相談及び助言を行っている。

平成 30 年度実績 利用者：173 人

(7) 電話貸与サービス事業

低所得のひとり暮らし高齢者等で電話を保有していない人に電話を貸与し、毎月の基本料等を市が負担している。

平成 30 年度実績 利用者：265 人

(8) 給食サービス事業

食事の支度が困難なひとり暮らし高齢者等の自宅に、週4回以内で夕食又は昼食を届け、健康管理・孤独感の解消・安否確認等を行っている。

平成30年度実績 利用者：436人 調理食数：延83,844食

(9) 生活援助員の派遣事業

高齢者世帯向け公共賃貸住宅の入居者に対し、生活指導、相談、安否確認等を行い、安全かつ快適な生活が送れるよう、近隣の社会福祉法人から生活援助員を派遣している。

平成30年度実績 派遣：19か所28人

(10) ねたきり高齢者出張理美容サービス助成事業

ねたきりのため理髪店又は美容院へ行くことができない高齢者に理容師等の出張料を含めた料金の一部を助成している。

平成30年度実績 助成券交付者：641人 延利用枚数：1,166枚

(11) 紙おむつ等の支給事業

低所得世帯の在宅ねたきり高齢者及び認知症高齢者等で、紙おむつ及び尿とりパッドの必要が認められるものに対して、紙おむつ等を補助支給している。

平成30年度実績 支給人数：1,121人 支給枚数：526,257枚

(12) はり、きゅう、マッサージ施術料助成事業

70～79歳の低所得高齢者及び80歳以上の高齢者の健康保持と福祉の増進を図るため、はり、きゅう、マッサージの施術料を助成している。

平成30年度実績 助成券交付者：6,220人 延利用枚数：42,981枚

(13) 認知症高齢者・障害者等徘徊検索サービス事業

徘徊のみられる認知症高齢者及び知的障害者が属する世帯に対し、徘徊検索サービスの利用料金の一部を助成している。

平成30年度実績 登録者：54人(平成31年3月末現在)

(14) 認知症高齢者・障害者等徘徊SOSネットワークシステム運営事業

認知症高齢者等が徘徊により行方不明になった場合に、警察や交通機関、福祉関係機関等との連携により、早期発見を支援している。

平成30年度実績 登録者：357人(平成31年3月末現在)

(15) 住宅改修相談事業

高齢者や障害者の居宅生活に伴う住宅改修に関する各種の相談に対し、専門の相談員が改修内容等について、相談に応じている。

平成30年度実績 相談件数：2,313件

(16) 成年後見制度利用支援事業

身寄りのいない認知症等の高齢者で、判断能力が不十分な方が、財産管理や介護サービス契約等について後見人の援助を受けられるよう、市が本人に代わって後見等開始の審判申立てを行っている。

平成30年度実績 市長申立件数：51件

(17) 市民後見人養成・支援事業

成年後見制度の利用が必要となる高齢者の増加に備え、地域で高齢者を支える地域包括ケアシステムの構築に向けて、市民を対象に市民後見人養成研修を実施している。(研修期間約1年半)

また、市民後見人が適正な活動を行うための相談、支援を行っている。

第3期(H29～H30)研修 修了者：5人

第4期(H30～H31)研修 受講者：15人

市民後見人の候補者に対するフォローアップ研修 3回

(18) 高齢者介護家族電話相談事業(ホッと!あんしんダイヤル)

高齢者の介護をしている家族や高齢者の、健康・介護・福祉等の相談に対し、24時間365日、専門の資格を持つ相談員が電話で相談に応じている。

平成30年度実績 相談件数：2,865件

(19) 高齢者虐待防止対策事業

高齢者等の虐待防止や早期発見を図るため、関係者によるネットワーク協議会の開催や、学識経験者、弁護士及び医師5人による専門家チームから助言をいただくなど、関係機関が緊密に連携し高齢者等虐待への迅速かつ適切な支援を行っている。

平成30年度相模原市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会 10月25日開催

平成30年度専門家チームへの相談件数 25件

(20) ひとり暮らし高齢者等戸別訪問事業

ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯及び70歳以上の人と40歳以上の子の2人のみの世帯を対象に、民生委員等による戸別訪問を実施し、生活状況の把握と介護保険サービス等の支援や情報提供を行っている。

平成30年度優先訪問者数：13,306人

優先訪問者数：民生委員が生活状況等を把握していない人

3 老人ホーム入所措置

環境上の理由及び経済的理由により、居宅での生活が困難な高齢者を養護老人ホームにおいて養護している。

平成30年度実績 措置人員：43人

【高齢者相談課】

介 護 保 険

1 介護保険制度の概要

介護保険は、介護を要する状態となっても、できる限り自宅で自立した日常生活を営めるように、真に必要なサービスを総合的・一体的に提供するしくみとして、自己責任の原則と国民の共同連帯の理念に基づき、平成12年4月に創設された。

平成18年4月には、介護予防を重視した予防給付が新たに施行された。

また、平成27年4月には、地域包括ケアシステムの構築の推進に向けた取組として、要支援者に対する全国一律の予防給付のうち、訪問介護と通所介護を、全ての市町村が平成29年度末までに地域支援事業の中の介護予防・日常生活支援総合事業に移行することとされ、本市は平成28年4月から実施した。(144ページ参照)

2 介護保険事業特別会計決算額の推移

(単位：円)

年度	決算額		差引残額	差引残額のうち 基金繰入額
	歳入	歳出		
H28	44,318,348,926	43,344,932,066	973,416,860	668,236,591
H29	46,457,217,350	45,801,601,936	655,615,414	422,645,547
H30	48,916,877,272	47,836,993,217	1,079,884,055	688,616,770

3 第1号被保険者数の推移

(各年度末現在 単位：人)

年度	第1号被保険者(65歳以上の人)
H28	175,167
H29	178,973
H30	181,667

4 要介護(要支援)認定者数

(各年度末現在 単位：人)

年度	区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
H28	第1号被保険者	3,307	4,429	4,381	5,739	4,249	3,537	2,659	28,301
	第2号被保険者	46	112	73	200	99	104	96	730
	計	3,353	4,541	4,454	5,939	4,348	3,641	2,755	29,031
H29	第1号被保険者	3,645	5,057	4,465	5,812	4,328	3,660	2,673	29,640
	第2号被保険者	49	135	57	193	96	109	88	727
	計	3,694	5,192	4,522	6,005	4,424	3,769	2,761	30,367
H30	第1号被保険者	3,864	5,022	4,884	5,926	4,349	3,847	2,670	30,562
	第2号被保険者	60	135	61	183	112	90	104	745
	計	3,924	5,157	4,945	6,109	4,461	3,937	2,774	31,307

要介護(要支援)認定者数のうち第1号被保険者の1割負担対象者27,559人、2割負担対象者2,175人、3割負担対象者1,573人

5 第1号被保険者保険料

(1) 保険料額

介護サービスを提供するのに必要な費用の見込額から算出した本市の保険料は、3年毎に定める介護保険事業計画にもとづき設定される。平成30年度は第7期計画の1年目で、基準額は、第5段階の69,600円(年額)である。この基準額をもとに、負担割合を乗じて11の段階を設定している。毎年度の保険料は、前年中の所得に応じて段階が決定される。

(平成30年度 保険料段階区分)

段階	要件		負担割合	年間保険料額	
1	生活保護受給者等		基準額 × 0.45	31,300円	
	本人が市民税非課税	世帯に市民税課税者がいない			老齢福祉年金受給者
					課税年金収入額 + 年金以外の合計所得金額が80万円以下
		世帯に市民税課税者がいる			課税年金収入額 + 年金以外の合計所得金額が80万円超120万円以下
					課税年金収入額 + 年金以外の合計所得金額が120万円超
2	本人が市民税非課税	課税年金収入額 + 年金以外の合計所得金額が80万円以下	基準額 × 0.60	41,800円	
3		課税年金収入額 + 年金以外の合計所得金額が120万円超	基準額 × 0.70	48,700円	
4	本人が市民税非課税	課税年金収入額 + 年金以外の合計所得金額が80万円以下	基準額 × 0.80	55,700円	
5		課税年金収入額 + 年金以外の合計所得金額が80万円超	基準額	69,600円	
6	本人が市民税課税	合計所得金額が120万円未満	基準額 × 1.10	76,600円	
7		合計所得金額が120万円以上200万円未満	基準額 × 1.25	87,000円	
8		合計所得金額が200万円以上300万円未満	基準額 × 1.50	104,400円	
9		合計所得金額が300万円以上500万円未満	基準額 × 1.70	118,300円	
0		合計所得金額が500万円以上1,000万円未満	基準額 × 2.00	139,200円	
11		合計所得金額が1,000万円以上	基準額 × 2.30	160,100円	

公費により第1段階の保険料を34,800円から31,300円に軽減

(2) 保険料の収入状況の推移

年度	区分	調定額(円)	収入済額(円)	収納率(%)
H28	特別徴収	10,011,152,300	10,011,152,300	100.00
	普通徴収	1,541,076,018	1,122,526,231	72.84
	計	11,552,228,318	11,133,678,531	96.38
H29	特別徴収	10,334,105,200	10,334,105,200	100.00
	普通徴収	1,472,439,726	1,078,689,611	73.26
	計	11,806,544,926	11,412,794,811	96.66
H30	特別徴収	11,484,079,100	11,484,079,100	100.00
	普通徴収	1,447,647,765	1,088,011,982	75.16
	計	12,931,726,865	12,572,091,082	97.22

6 保険給付費

保険給付費の推移

(単位：円)

年度	種類	給付費	計
H28	居宅（介護予防）サービス	18,939,470,495	40,462,543,726
	地域密着型（介護予防）サービス	6,050,135,007	
	施設サービス	13,191,192,639	
	その他	2,281,745,585	
H29	居宅（介護予防）サービス	19,382,694,023	42,104,207,393
	地域密着型（介護予防）サービス	6,791,791,021	
	施設サービス	13,622,727,333	
	その他	2,306,995,016	
H30	居宅（介護予防）サービス	20,177,288,726	43,927,373,067
	地域密着型（介護予防）サービス	7,173,348,291	
	施設サービス	14,139,875,265	
	その他	2,436,860,785	

7 介護保険給付費等支払準備基金積立金

介護保険の保険給付額等に不足を生じたときの財源とするため、基金を設置している。

平成 31 年 3 月末基金現在高 3,864,997,981 円

8 利用者負担等に関する軽減の状況

(1) 旧措置入所者に対する軽減

介護保険法施行に伴う経過措置として、特別養護老人ホームの旧措置入所者の利用者負担額等が旧来の徴収額を上回らないように、利用者負担等を軽減している。

(平成 31 年 3 月末現在)

特定負担限度額		件数
居住費	食費	
0～490 円/日	0～650 円/日	12

(平成 31 年 3 月末現在)

施設介護サービス費の利用者負担	件数
減 額	1
免 除	2

(2) 特定入所者介護サービス費

介護保険施設に入所又は短期入所サービスを利用する低所得の人の居住費・滞在費と食費の負担額を軽減している。

負担限度額認定の推移

(各年度末現在 単位：件)

年度	利用者負担段階			計
	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階	
H28	413	893	2,192	3,498
H29	403	846	2,343	3,592
H30	443	803	2,418	3,664

軽減前の額については施設との契約額となる。

平成 28 年 8 月から新たに非課税年金（遺族年金・障害年金）が年金収入額として追加された。

(3) 社会福祉法人等による利用者負担軽減

生計困難者の介護保険サービスの利用促進を図るため、社会福祉法人自らが利用者負担額の軽減を行い、国・県・市がその費用の一部を補助している。

対象者数の推移 (各年度末現在 単位：人)

年度	軽減対象者数
H28	125
H29	150
H30	155

9 介護相談員派遣事業

介護サービスの質の向上を目的に、市に登録した介護相談員を施設等に派遣し、利用者の話を聞くことにより、利用者の疑問や不満、不安の解消を図った。

- ・相談対象者 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)等の入所者
- ・訪問回数 1施設 月2回

介護相談員派遣事業の状況 (各年度末現在)

年度	訪問施設数	介護相談員	面接延べ件数
H28	35	31人	8,441件
H29	36	29人	8,941件
H30	36	30人	8,788件

【介護保険課】

国民健康保険

1 国民健康保険の役割と現状

国民健康保険は、農業従事者、自営業者、無職の人、健康保険の適用事業所以外の事業所の従業員やその家族等、職域を対象とする健康保険や各種共済組合に加入していない人々を対象とするもので、国民皆保険を実施する我が国の医療保険制度の基盤的な役割を果たしている。しかしながら、被保険者の年齢構成や医療費水準が高いことなど、構造的な問題を抱えており、その財政運営は極めて厳しい状況にある。

こうした問題を解決するため、国においては平成27年5月に成立した「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」により、国民健康保険への財政支援の拡充による財政基盤の強化を図るとともに、平成30年度からは都道府県が財政運営の責任主体として国民健康保険運営の中心的な役割を担っており(都道府県単位化)、国民健康保険制度の安定化等の措置が講じられている。

各市町村においては、資格管理、保険給付、保険税(料)率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き行っている。

2 決算額の推移と被保険者加入状況

(1) 決算額の推移

(単位：千円)

年度	区分	決算額		差引残高	一般会計からの法定外の繰入額	税率等の改定の有無
		歳入	歳出			
H28		88,303,838	86,259,897	2,043,941	3,699,646	有
H29		85,897,954	82,350,794	3,547,160	3,635,049	無
H30		75,646,473	72,324,951	3,321,522	2,979,525	有

(2) 被保険者加入状況

年度	区分	市人口(人)	被保険者(人)	加入率(%)	市世帯数(世帯)	加入世帯数(世帯)	加入率(%)
H28		721,570	187,714	26.0	314,903	115,995	36.8
H29		722,117	175,586	24.3	318,672	110,995	34.8
H30		722,912	166,210	23.0	322,841	107,091	33.2

市人口・世帯数・国民健康保険被保険者・加入世帯数は年度平均数

3 国民健康保険税の税率及び課税限度額(平成30年度)

(1) 医療分

所得割額	前年所得額(基礎控除有り)の100分の5.65
被保険者均等割額	被保険者1人につき 24,500円
世帯別平等割額	1世帯につき 17,600円
合計	+ + = 保険税年額
課税限度額	58万円

(2) 支援金分

所得割額	前年所得額(基礎控除有り)の100分の2.10
被保険者均等割額	被保険者1人につき 9,500円
世帯別平等割額	1世帯につき 6,000円
合計	+ + = 保険税年額
課税限度額	19万円

(3) 介護分

所得割額	前年所得額(基礎控除有り)の100分の1.70
被保険者均等割額	被保険者1人につき 9,000円
世帯別平等割額	1世帯につき 5,400円
合計	+ + = 保険税年額
課税限度額	16万円

4 給付の状況

(1) 療養給付(療養給付費)の状況

年度	区分	件数(件)	被保険者(人)	給付額(円)	1人当たり件数(件)	1件当たり給付額(円)	1人当たり給付額(円)
H28		2,886,846	187,714	43,979,386,258	15.4	15,234	234,289
H29		2,723,996	175,586	42,205,761,802	15.5	15,494	240,371
H30		2,627,564	166,210	41,118,198,575	15.8	15,649	247,387

1人当たり件数 = 件数 ÷ 年度平均被保険者

1件当たり給付額 = 給付額 ÷ 件数、1人当たり給付額 = 給付額 ÷ 年度平均被保険者数

(2) 高額療養費支給状況

年度 \ 区分	件数(件)	支給額(円)
H28	95,867	6,023,843,141
H29	95,523	5,756,729,865
H30	93,756	5,835,606,049

高額介護合算療養費分含む。

(3) 出産育児一時金の支給状況

年度 \ 区分	出産育児一時金	
	件数(件)	支給額(円)
H28	687	275,703,783
H29	598	246,146,951
H30	561	232,165,596

出産育児一時金支給額 = 1件 420,000円

(4) 葬祭費の支給状況

年度 \ 区分	葬祭費	
	件数(件)	支給額(円)
H28	1,006	50,300,000
H29	1,043	52,150,000
H30	990	49,500,000

葬祭費支給額 = 1件 50,000円

5 国民健康保険税の調定額及び収納率の推移(現年度分)

年度	区分	調定額(円)	収納額(円)	収納率(%)	
	H28	医療分	11,945,829,222	10,642,664,163	89.09
支援金分		4,451,336,862	3,967,041,955	89.12	
介護分		1,388,355,516	1,194,810,483	86.06	
H29	医療分	11,051,394,647	9,884,468,776	89.44	合計 89.19
	支援金分	4,116,787,282	3,682,723,782	89.46	
	介護分	1,256,062,071	1,081,704,134	86.12	
H30	医療分	10,935,105,824	9,932,531,798	90.83	合計 90.58
	支援金分	4,030,504,180	3,658,528,249	90.77	
	介護分	1,337,724,196	1,175,893,029	87.90	

6 国民健康保険事業費納付金

平成 30 年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、国民健康保険の運営方針を定め、市町村の事務の効率化・標準化等を推進し、国民健康保険運営の中心的な役割を担うこととされた。都道府県は保険給付に必要な費用を全額負担し、市町村は国民健康保険事業費納付金を都道府県に納付することとなった。

(単位：円)

区分 年度	医療分	後期高齢者 支援金等分	介護納付金分	合計
H30	14,945,777,023	5,021,599,471	1,903,179,663	21,870,556,157

7 保健事業

被保険者の健康の保持・増進を目的に、被保険者に対し次の事業を展開している。

(1) 特定健康診査・特定保健指導事業

ア 特定健康診査

メタボリックシンドロームを早期発見し、生活習慣病を予防するため、特定健康診査を実施している。

(単位：人)

年度	H28	H29	H30(速報値)
対象者	123,265	116,831	124,125
受診者数	32,461	31,046	31,300

自己負担額 = 1,000 円

イ 特定保健指導

メタボリックシンドロームの該当者及び予備軍を減少させるため、特定保健指導を実施している。

(単位：人)

年度	H28		H29		H30(速報値)	
	対象者数	終了者	対象者数	終了者	対象者数	初回面接 終了者
動機付け支援	2,867	924	2,826	831	2,942	576
積極的支援	881	97	917	72	934	68
合計	3,748	1,021	3,743	903	3,876	644

自己負担額 = 無料

(2) 人間ドック・脳ドック助成事業

病気の予防・早期発見のため、人間ドック及び脳ドック検診料の一部を助成している。

人間ドック

年度	H28	H29	H30
受診者数(人)	5,193	4,909	4,542
助成額(円)	114,246,000	107,998,000	99,924,000

助成金額 = 22,000 円

脳ドック

年度	H28	H29	H30
受診者数(人)	1,921	1,649	1,656
助成額(円)	19,210,000	16,490,000	16,560,000

助成金額 = 10,000 円

(3) 健康診査

病気の予防・早期発見のため、健康診査を実施している。

年度	H28	H29	H30
受診者数(人)	427	392	378
助成額(円)	6,378,887	5,733,475	5,805,866

自己負担額 = 1,000 円

(4) 歯科健康診査

虫歯、歯周病等の予防・早期発見のため、歯科健康診査を実施している。

年度	H28	H29	H30
受診者数(人)	20	36	35
助成額(円)	116,780	210,204	204,365

自己負担額 = 500 円

8 ジェネリック医薬品（後発医薬品）の利用促進

被保険者の自己負担額の節減と医療費の適正に向け、ジェネリック医薬品に関する差額通知を発送している。

年度	H28	H29	H30
発送件数(件)	14,060	19,841	15,305

9 国民健康保険診療所

国民健康保険直営診療施設として青根診療所、内郷診療所、日連診療所を設置

名称	青根診療所	内郷診療所
所在地	緑区青根 1837-1	緑区若柳 1207
診療科目	内科、小児科、外科	内科、小児科、外科、整形外科、胃腸科
診療時間	午前 8 時 30 分～正午 午後 1 時～午後 5 時	午前 9 時～正午 午後 3 時～午後 6 時
休診日	土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始	水曜日、土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始
開設年月	昭和 24 年 4 月(現在の建物は、平成 10 年 3 月から供用開始)	昭和 27 年 6 月(現在の建物は、平成 23 年 4 月から供用開始)
名称	日連診療所	
所在地	緑区日連 1037-1	
診療科目	内科、小児科	
診療時間	午前 9 時～正午 午後 1 時～午後 5 時	
休診日	土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始	
開設年月	昭和 26 年 6 月(現在の建物は、昭和 48 年 4 月から供用開始)	

【国民健康保険課】

国 民 年 金

1 国民年金の概要

国民年金制度は、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によって防止し、健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とし、昭和34年に国民年金法が制定され、昭和36年4月から施行された。昭和61年に現在の各公的年金共通の基礎年金制度に改められ、給付と負担の長期的な均衡を保つための新しい制度の導入が図られた。

平成3年4月には、従来、任意加入であった学生(20歳以上)の加入が義務付けられた。また、より充実した給付を希望される方に、国民年金の上乗せ年金として「国民年金基金制度」もスタートした。

平成9年1月には、複数の年金番号を保有していることによる様々な課題を解消するため、「基礎年金番号制」が実施された。

平成14年4月から、地方分権一括法により保険料の収納事務は「国」が直接行うことになった。

平成18年7月から、保険料の負担能力に応じた多段階(4段階)免除制度が導入された。

平成21年4月から、基礎年金の国庫負担割合が3分の1から2分の1に引き上げられた。

平成28年7月から、免除制度における納付猶予の対象者が、30歳から50歳に引き上げられた。

平成29年8月から、受給資格期間が10年に短縮された。

平成30年3月から、マイナンバー(個人番号)による届出及び申請が開始された。

平成31年4月から、産前産後期間の保険料免除制度が開始された。

(1) 被保険者

ア 必ず加入する人(強制加入の人)

- ・第1号被保険者 日本国内に住所がある20歳以上60歳未満で第2号被保険者または第3号被保険者のいずれにも該当しない人
- ・第2号被保険者 厚生年金保険及び各種共済組合に加入している人
- ・第3号被保険者 65歳未満の第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の人

イ 希望で加入する人(任意加入の人)

- ・被用者年金制度の老齢(退職)年金を受けている60歳未満の人
- ・60歳以上65歳未満の人で老齢基礎年金の満額に満たない人
- ・20歳以上65歳未満の在外邦人
- ・65歳以上70歳未満の間に老齢基礎年金の受給資格期間を満たすことができ、かつ昭和40年4月1日以前生まれの人

(2) 保険料

平成30年度 定額 1か月 16,340円 付加保険料 1か月 400円

平成31年度 定額 1か月 16,410円 付加保険料 1か月 400円

(3) 加入者状況

(各年度末現在 単位：人)

年 度		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
第 1 号被保険者	強制	93,710	89,797	88,032
	任意	1,211	1,129	1,121
	計	94,921	90,926	89,153

(4) 拠出年金(旧法)受給権者状況

(各年度末現在 単位：人)

年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
老齢年金	4,028	3,459	2,885
障害年金	126	123	115
母子年金	1	1	1
遺児年金	0	0	0
寡婦年金	0	0	0
合 計	4,155	3,583	3,001

(5) 基礎年金(新法)受給権者状況

(各年度末現在 単位：人)

年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
老齢基礎	158,318	165,580	169,123
障害基礎	9,680	9,990	10,336
遺族基礎	1,110	1,068	1,067
寡婦年金	56	50	47
計	169,164	176,688	180,573

2 老齢福祉年金**(1) 受給対象者**

国民年金制度が実施されたときに、保険料を納める期間が短いため拠出制の年金が受けられない明治44年4月1日以前に生まれた人(全額国庫負担で支給されるため、所得等により支給制限がある。)

(2) 受給状況

(各年度末現在 単位：人)

年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
受給権者数(人)	14	11	0

【国民年金課】